工事、維持修繕その他の管理、洪水特別警戒水位及び水防警報

工事

工事（砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

べり防止工事

を

最上川中流

最上川流域及び赤川流域（最上川流域を除く。）

蔵王山（最上川流域に限る。）

鳥海山

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

砂防工事及び地すべり防止工事

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

に、

阿武隈川上流（三春ダム管理所及び摺上川ダム管理所の管轄区域を除く。）

阿武隈川流域

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

砂防工事

春ダム管理所の管轄区

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

砂防工事

を

阿武隈川上流（三春ダム管理所及び摺上川ダム管理所の管轄区域を除く。）

阿武隈川流域（蔵王山及び那須岳を除く。）

蔵王山（阿武隈川流域に限る。）及び那須岳（阿武隈川流域に限る。）

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報

砂防工事

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）を除く。）

に、

「一般国道百二十一号」を「一般国道百二十一号及び福島県道吉間田滝根線」に、「三島大橋」を「三島大橋）及び下郷町道沼尾線（沼尾シェッド）」に改める。

別表第五関東地方整備局の項中「伊豆大島及び三宅島」を「箱根山、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島」に改める。

別表第五北陸地方整備局の項中

関川及び姫川

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

を

関川及び姫川

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報、洪水特別警戒水位及び水防警報

に、「一般国道百四十八号及び二百五十三号」を「一般国道二百五十三号」に、「及び磐梯山を除く」を「、磐梯山及び那須岳（阿賀野川流域に限る。）」に、

黒部川流域

砂防工事

を

黒部川流域（弥陀ヶ原を除く。）

弥陀ヶ原（黒部川流域に限る。）

砂防工事

砂防工事（砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）を除く。）

に、

常願寺川流域

常願寺川流域

弥陀ヶ原（常願寺川流域を除く。）

砂防工事

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

砂防工事及び地すべり防止工事

を

手取川流域

白山（手取川流域を除く。）

砂防工事及び地すべり防止工事

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資する

に、

手取

川流域

砂防工事及び地すべり防止工事

を

狩野川流域

砂防工事

砂防工事

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

に、

狩野

伊豆を除

別表第五中部地方整備局の項中

東部火山群（狩野川流域を除く。）

砂防工事

砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

に、

庄内川

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

を

庄内川

改良工事、維持修繕その他の管理、洪水予報及び水防警報

に、「百五十三号、百五十五号、二百四十七号、三百二号」に、「百五十三号、百五十五号、二百四十七号、三百二号」を「百五十三号、百五十五号、二百四十七号、三百二号」に、

木曽川下流、揖斐川下流及良川下流